

一般社団法人 関東車椅子バスケットボール連盟
定款

平成 26年 4月 8日設立登記

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人関東車椅子バスケットボール連盟（以下「当連盟」という。）と称し、英文では Kanto Wheelchair Basketball Federationと表示する。

(事務所)

第2条 当連盟は、主たる事務所を群馬県高崎市に置く。

(目的)

第3条 当連盟は、一般社団法人日本車椅子バスケットボール連盟に加盟し、関東ブロック（神奈川県、千葉県、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県）の車椅子バスケットボール競技を統轄し代表する団体として、車椅子バスケットボール競技の普及及び振興を図り、もって身体障害者の健全な心身の養成と社会参加及び障害に対する社会の理解を促進し、バリアフリー社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 日本車椅子バスケットボール選手権大会の関東ブロック予選会の開催及び関東カップ車椅子バスケットボール大会、全国High 8選手権大会、その他の車椅子バスケットボール大会の開催及び開催の奨励
- (2) 車椅子バスケットボールに関する国際大会の開催及び開催の奨励、並びに関東を代表するチームの役員及び選手の選定、その派遣及び参加の奨励
- (3) 車椅子バスケットボール競技に関する諸規則の制定・改廃
- (4) 審判員及びクラシファイヤーの養成及び認定
- (5) 車椅子バスケットボールに関する講習会の開催・指導者の育成等
- (6) 一般社団法人日本車椅子バスケットボール連盟に加盟し、その目的に即した事業の実施
- (7) 車椅子バスケットボールに関する情報を、電子媒体を通じて提供する事業
- (8) その他、当連盟の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員及び社員

(会員の種類及び社員)

第5条 当連盟は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 当連盟の目的に賛同する者で、かつ、別表に定める関東ブロック内の各県で活動するチームを統括し、その普及振興を行う団体に所属する者と各チームから選出された者とする。
- (2) 登録選手 車椅子バスケットボールを愛好する者で、前号に定める団体に所属し、かつ、当連盟にチーム登録届を提出しているチーム（以下「登録チーム」という。）に加入し、当連盟に選手登録をした者
- (3) 登録スタッフ 登録チームのチーム登録届に記載された者で、登録選手以外の者
- (4) 賛助会員 当連盟の目的に賛同し、支援する個人及び団体で、理事会において別に

定める賛助会員規定により入会申込をした者

- ② 前項各号の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。
- ③ 第1項第1号に定める選出する正会員の上限については、登録チーム数により必要に応じて、理事会において見直すものとする。なお、これを変更する場合には、定款の一部変更として、社員総会の決議により変更する。

(会員の資格の取得)

第6条 当連盟の会員になろうとする者は、理事会において別に定める登録規定(以下「登録規定」という。)に従い、入会手続を取るものとする。

(経費又は会費の負担)

第7条 当連盟の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、社員総会において別に定める額を、毎年支払う義務を負う。

- ② 正会員以外の会員は、社員総会において別に定める会費を、毎年支払う義務を負う。
- ③ 当連盟は、会員がその資格を喪失しても、既に納入された会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、登録規定に従い、当連盟に対し退会届を提出することにより、任意にいつでも当連盟を退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議を経た後、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当連盟の名誉を著しく傷つけ、又は当連盟の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- ② 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に対し、当該理事会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、当該理事会及び当該社員総会において弁明する機会を与えなければならない。
- ③ 第1項の規定による理事会の決議は、議決に加わることでできる理事の過半数が出席し、その3分の2以上をもって行う。
- ④ 第1項の規定による社員総会の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。
- ⑤ 除名は、除名した会員にその旨を文書により通知しなければ、これをもって当該会員に對抗することができない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の経費又は会費等の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第3章 組織

(組織)

第11条 当連盟の組織（社員総会、理事会及び業務執行を担当する役員を除く。）は次のとおりとする。

- (1) 各チーム
 - (2) 専門部
 - (3) 委員会
 - (4) 事務局
- ② 各チームは、関東ブロックにおける登録チームのこととする。
- ③ 当連盟に、次に掲げる専門部を置く。各専門部の規定は、理事会において別に定める。
- (1) 普及部
 - (2) 競技・規則審判部
 - (3) クラス分け部
 - (4) 強化育成部
- ④ 委員会は、当連盟の業務遂行上必要あるときに、社員総会の議決を経て置くことができる。委員会の組織及び運営に関する規定は、理事会において別に定める。
- ⑤ 事務局は、当連盟に関する事務を処理する。事務局の規定は別に定める。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに経費・会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 各事業年度の事業報告及び計算書類(貸借対照表及び損益計算書)の承認
- (6) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 長期借入金の承認
- (9) 基本財産の処分の承認
- (10) 解散及び残余財産の処分
- (11) 理事会において社員総会に付議した事項
- (12) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎年度終了後から3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- ② 社員総会を招集するには、当該社員総会に関し、日時、場所及び付議する事項その他の法人法第38条第1項各号に掲げる事項を、社員総会の日前1週間前までに正会員に対して通知をしなければならない。
- ③ 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(社員以外の者の総会での意見の陳述)

第16条 当連盟の役員及び各専門部の部長並びに各委員会の代表者（ただし当該委員会が置かれているときに限る。）は、社員総会に出席して、意見を述べることができる。

- ② 会長は、社員総会に付議する事項に精通した者を社員総会に招聘し、意見を述べさせることができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長又は会長が任命した者がこれにあたる。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う

- ② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 役員解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 基本財産の処分
 - (6) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第20条 正会員は、他の正会員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合、当該正会員又は代理人は、当連盟に対し、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会の決議の省略)

第21条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての正会員が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

第22条 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当

該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。前2条の規定に基づいて、社員総会の決議の省略又は社員総会への報告の省略が行われた場合も同様とする。

- ② 議長及び当該総会において選任された議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。ただし、前項後段の場合においては、当該議事録の作成に係る職務を行った理事が記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上25名以内（チーム数の変動があった場合は変更する。）

(2) 監事22名以内

- ② 理事のうち1名を会長とする。
③ 会長以外の理事のうち2名以上3名以内を副会長とする。
④ 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 役員は、社員総会の決議によって選任する。

- ② 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- ② 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- ② 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ③ 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- ④ 役員は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお従前のおりの役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 役員は、次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他の役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
- ② 前項の規定により役員を除名する場合は、当該役員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、当該社員総会において弁明する機会を与えなければならない。
- ③ 第1項の規定による社員総会の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第30条 役員は、無報酬とする。

第6章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

第31条 当連盟に、名誉会長1名及び顧問若干名を置くことができる。

- ② 名誉会長は、社員総会の推薦により会長が委嘱する。
- ③ 名誉会長は、社員総会に出席して意見を述べることができる。
- ④ 顧問は、当連盟に功労のあった者のうちから、社員総会の推薦により会長が委嘱する。
- ⑤ 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べるができる。
- ⑥ 名誉会長及び顧問の任期は、設けない。

第7章 理事会

(構成)

第32条 当連盟に理事会を置く。

- ② 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当連盟の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- ② 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5)前各号に掲げた事項以外の法人法に定める事項

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- ② 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- ② 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、前条第2項の場合には、代表理事及び監事が前項の議事録に記名押印する。

第8章 運営委員会及び各部連絡会

(運営委員)

第37条 会長及び副会長の下に当連盟の業務を担当する運営委員を置くことができる。

- ② 運営委員は、各専門部、各委員会(ただし当該委員会が置かれているときに限る。)、及び理事会の推薦により、会員の中から、会長が委嘱する。
- ③ 運営委員は、定例会を開催し、会長及び副会長の業務を補佐・担当し、当連盟の各種事業の推進及び調整にあたる。
- ④ 運営委員の任期は、委嘱した会長の任期の満了すべき時までとする。
- ⑤ 運営委員は、会長に対し、辞任届を提出することにより、辞任することができる。ただし、辞任後においても、後任者への業務の引き継ぎが完了する時までは、なお従前のおりの義務を負う。
- ⑥ 運営委員に、心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき、又は職務上の義務違反その他運営委員たるにふさわしくない行為があると認められるときは、会長は、当該運営委員を解任することができる。
- ⑦ 運営委員は、無報酬とする。

(運営委員会)

第38条 運営委員会は、運営委員で構成され、会長及び副会長の業務を補佐し当連盟の事業を遂行するため、理事会の開催に合わせて会長が招集する。

(各部連絡会)

第39条 各部連絡会は、理事及び各専門部並びに各委員会(ただし当該委員会が置かれているときに限る。)の代表者で構成され、当連盟が推進する各専門部担当の各事業の調整を目的に、会長がこれを招集することができる。

(議事録)

第40条 運営委員会及び各部連絡会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者及び欠席者の氏名(委任状提出者にはその旨を表記する)
- (3) 審議事項及び決議事項
- (4) 議事の経過の概要及び結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- (6) その他重要な事柄

② 議長及び当該会議において選任された議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第9章 資産及び会計

(財産の種類別)

第41条 当連盟の財産は、次の2種とする。

- (1) 基本財産 財産目録のうち、基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産で構成する。
- (2) 運用財産 基本財産以外の財産とする。ただし、寄付金であって、寄付者の指定のあるものは、その指定に従う。

(財産の管理)

第42条 当連盟の財産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、定期預金とする等、確実な方法により管理する。

(基本財産の処分の制限)

第43条 基本財産は、社員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(経費)

第44条 当連盟の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

② 当連盟の経理規程は別に定める。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は毎年 4月1日に始まり翌年 3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 当連盟の事業計画、収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

② 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は社員総会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

② 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第48条 当連盟の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

② 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金)

第49条 当連盟が借入れをしようとするときにはその事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経た後に、社員総会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第50条 第43条及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、当連盟が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の決議を経た後に、社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第51条 当連盟は、剰余金の分配をすることはできない。剰余金があるときは、次の事業年度に繰り越すものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第52条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第53条 当連盟は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。
(残余財産の帰属)

第54条 当連盟が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 当連盟の公告は、官報に掲載してする。

第12章 附則

(設立時社員の氏名及び住所)

第56条 当連盟の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員住所 群馬県高崎市東貝沢町四丁目4番地1
設立時社員氏名 高橋 俊一郎

設立時社員住所 群馬県前橋市文京町一丁目10番20-105号
設立時社員氏名 小林 実

(設立時理事及び設立時代表理事並びに設立時監事)

第57条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事並びに設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 高橋 俊一郎
設立時理事 常見 浩
設立時理事 上村 知佳
設立時理事 田中 恒一
設立時理事 伊藤 俊之
設立時代表理事 高橋 俊一郎
設立時監事 及川 康弘

(最初の事業年度)

第58条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第59条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人関東車椅子バスケットボール連盟の設立のため、設立時社員 高橋 俊一郎外 1名の定款作成代理人である行政書士 加川逸芳は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成26年3月25日

設立時社員 高橋 俊一郎

設立時社員 小林 実

上記定款作成代理人

住所 東京都板橋区小豆沢一丁目17番6号

行政書士 加川逸芳



別表(第 5条、第 11条関係)

地域 (各県)	チーム名	正会員として選出するものの数の上限
茨城県	T-ROCKETS	1名
栃木県	栃木レイカーズ	1名
群馬県	群馬マジック	1名
埼玉県	埼玉ライオンズ ELFIN	各1の2名
千葉県	千葉ホークス TeamZERO	各1の2名
神奈川県	パラ神奈川スポーツクラブ H-IMPROVE SAGAMI FORCE 横浜ドリーマー 川崎車椅子スポーツクラブ 湘南スポーツクラブ 森本文化風呂商会 WING	各1の8名